

地方公共団体財政健全化法に基づく県内市町村等の 健全化判断比率及び資金不足比率について（確報値）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する県内市町村等（仙台市除く）における健全化判断比率及び資金不足比率について、平成25年度決算に基づく算定結果は別紙のとおりです。

1 健全化判断比率

（1）実質赤字比率（標準財政規模に対する「一般会計等」の実質赤字額の割合）

[早期健全化基準11.25～15%，財政再生基準20%]

- ・ 実質赤字額がある団体はなし。

（2）連結実質赤字比率（標準財政規模に対する「全会計」の実質赤字額の割合）

[早期健全化基準16.25～20%，財政再生基準30%]

- ・ 連結実質赤字額がある団体はなし。

（3）実質公債費比率

（標準財政規模に対する「一般会計等」の元利償還金及び準元利償還金の割合（3か年平均））

[早期健全化基準25%，財政再生基準35%]

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし。
- ・ 地方債許可団体となる18%以上の団体はなし。

（4）将来負担比率（標準財政規模に対する「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の割合）

[早期健全化基準 政令市：400% 政令市を除く市町村：350%]

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし。

2 資金不足比率（事業の規模に対する資金不足額の割合（「各公営企業会計」ごとに算定））

[経営健全化基準20%]

- ・ 資金不足額が生じた会計はなし。

1 制度の概要

- 根拠法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
- 趣 旨 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて健全化のための計画策定や行財政上の措置が講ぜられるもの。
- 施 行 平成20年4月1日（なお、計画策定や行財政上の措置については、平成21年4月から施行）
- 従来の準用財政再建団体制度は廃止された。（地方財政再建促進特別措置法の廃止）

2 各比率が基準を超える場合の対応

（1）健全化判断比率

- 早期健全化基準を超える場合
⇒ 財政健全化計画の策定、外部監査要求
- 財政再生基準を超える場合
⇒ 財政再生計画の策定、外部監査要求、地方債の制限

（2）資金不足比率

- 経営健全化基準を超える場合
⇒ 経営健全化計画の策定、外部監査要求

3 用語の説明

○標準財政規模

… 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模。地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、標準税収入額、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税のほか、臨時財政対策債発行可能額を加えた額とされている。

○準元利償還金

… 「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち元利償還に充当されたもののほか、「満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）」、「公債費に準ずる債務負担行為」、「一時借入金の利子」といった「実質的な公債費」に費やした一般財源の額。

県内市町村の健全化判断比率(確報値)

(単位:%)

| 健全化判断比率 地方公共団体の名称 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------------------|-------------|-------------|---------|--------|
| 石巻市 | - (11.44) | - (16.44) | 15.0 | 63.0 |
| 塩竈市 | - (13.02) | - (18.02) | 12.8 | 32.3 |
| 気仙沼市 | - (12.57) | - (17.57) | 14.0 | 35.5 |
| 白石市 | - (13.41) | - (18.41) | 7.2 | - |
| 名取市 | - (12.78) | - (17.78) | 9.2 | - |
| 角田市 | - (13.76) | - (18.76) | 11.2 | 70.9 |
| 多賀城市 | - (13.07) | - (18.07) | 12.1 | - |
| 岩沼市 | - (13.50) | - (18.50) | 6.1 | - |
| 登米市 | - (11.83) | - (16.83) | 11.7 | 59.4 |
| 栗原市 | - (11.82) | - (16.82) | 11.1 | 63.7 |
| 東松島市 | - (13.30) | - (18.30) | 15.2 | 23.6 |
| 大崎市 | - (11.55) | - (16.55) | 11.6 | 63.2 |
| 蔵王町 | - (15.00) | - (20.00) | 9.3 | 38.8 |
| 七ヶ宿町 | - (15.00) | - (20.00) | 5.9 | - |
| 大河原町 | - (15.00) | - (20.00) | 3.8 | 28.7 |
| 村田町 | - (15.00) | - (20.00) | 16.0 | 128.2 |
| 柴田町 | - (13.78) | - (18.78) | 9.9 | 64.5 |
| 川崎町 | - (15.00) | - (20.00) | 6.1 | - |
| 丸森町 | - (14.88) | - (19.88) | 11.2 | 74.5 |
| 亘理町 | - (14.02) | - (19.02) | 9.6 | - |
| 山元町 | - (15.00) | - (20.00) | 15.3 | - |
| 松島町 | - (15.00) | - (20.00) | 9.2 | 87.5 |
| 七ヶ浜町 | - (15.00) | - (20.00) | 5.2 | - |
| 利府町 | - (14.20) | - (19.20) | 11.0 | 12.3 |
| 大和町 | - (14.19) | - (19.19) | 5.4 | - |
| 大郷町 | - (15.00) | - (20.00) | 11.3 | 37.3 |
| 富谷町 | - (13.68) | - (18.68) | -1.8 | - |
| 大衡村 | - (15.00) | - (20.00) | 9.6 | - |
| 色麻町 | - (15.00) | - (20.00) | 10.4 | 126.0 |
| 加美町 | - (13.31) | - (18.31) | 10.2 | 71.9 |
| 涌谷町 | - (15.00) | - (20.00) | 9.6 | 51.0 |
| 美里町 | - (13.97) | - (18.97) | 14.3 | 75.2 |
| 女川町 | - (15.00) | - (20.00) | 6.0 | - |
| 南三陸町 | - (14.75) | - (19.75) | 11.8 | - |
| 単純平均 | | | 9.9 | 35.5 |
| 加重平均 | | | 11.0 | 22.9 |

* 将来負担比率の単純平均の算出に当たり、「-」の団体は「0.0」として計算した。

* 括弧内は、各市町村の早期健全化基準である。

| | | | | |
|-----|-------------|-------------|------|-------|
| 仙台市 | - (11.25) | - (16.25) | 11.3 | 134.6 |
|-----|-------------|-------------|------|-------|